

減免の対象となる軽自動車の条件

区分		軽自動車の所有者	軽自動車の運転者	使用目的
身体障がい者	18歳以上	本人	本人	特に問わない
			生計を一にする方	障がい者の通学、通院、通所又は生業のため専ら使用すること
	18歳未満	本人又は生計を一にする方	生計を一にする方	
知的障がい者		本人又は生計を一にする方	本人又は生計を一にする方	障がい者の通学、通院、通所又は生業のため専ら使用すること (本人が運転する場合は特に問わない)
精神障がい者		本人又は生計を一にする方	本人又は生計を一にする方	障がい者の通学、通院、通所又は生業のため専ら使用すること (本人が運転する場合は特に問わない)
戦傷病者		本人	本人	特に問わない
			生計を一にする方	障がい者の通学、通院、通所又は生業のため専ら使用すること
身体障がい者等のみで構成される世帯のもの		本人	障がい者等を常時介護する方	